

四半期報告書

(第143期第1四半期)

マツダ株式会社

E02163

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

マツダ株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	6
第4 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【株価の推移】	15
3 【役員の状況】	15
第5 【経理の状況】	16
1 【四半期連結財務諸表】	17
2 【その他】	32
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	33

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月8日

【四半期会計期間】 第143期第1四半期
(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 マツダ株式会社

【英訳名】 Mazda Motor Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井巻 久一

【本店の所在の場所】 広島県安芸郡府中町新地3番1号

【電話番号】 (082)282-1111

【事務連絡者氏名】 財務本部 副本部長 藤本 哲也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番7号

【電話番号】 (03)3508-5040

【事務連絡者氏名】 資金部 資金グループ(東京)マネージャー 田中 毅

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第143期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第142期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	771,825	3,475,789
経常利益 (百万円)	22,885	148,461
四半期(当期)純利益 (百万円)	14,984	91,835
純資産額 (百万円)	549,947	554,154
総資産額 (百万円)	2,048,928	1,985,566
1株当たり純資産額 (円)	388.69	391.82
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	10.63	65.21
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	10.63	65.09
自己資本比率 (%)	26.7	27.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,920	102,969
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△21,842	△92,760
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,436	△24,095
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	216,717	223,894
従業員数 (人)	40,553	39,364

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、新たに重要な関係会社となった会社は、以下のとおりです。

(1) 持分法適用関連会社

会社名	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合		関係内容
				所有 (%)	内間接 (%)	
プライマス・ファイナンシャル・ サービス株式会社	大阪府大阪市 中央区	百万円 7,700	自動車販売 金融事業	40.0	—	当社製品に係わる販売金融 役員の兼任等…有

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	40,553
---------	--------

- (注) 1 従業員数は就業人員数を記載しております。
2 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	21,517
---------	--------

- (注) 1 従業員数は就業人員数を記載しており、出向者(1,124人)を除いております。
2 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績は、次のとおりです。

区分	台数(台)
乗用車	263,133
トラック	9,400
車両計	272,533

(注) 生産実績には、フォードモーターカンパニーとの合弁会社である以下の製造会社(持分法適用関連会社)の生産台数(マツダブランド車)は含まれておりません。

当第1四半期(台)

オートアライアンス インターナショナル, Inc.	22,962
オートアライアンス (タイランド)Co., Ltd.	14,742

(2) 受注実績

当企業集団は、主として販売会社の販売実績及び受注状況等を考慮して生産計画をたて、見込生産を行っております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績は、次のとおりです。

区分	台数(台)	金額(百万円)
車両	317,753	594,250
海外生産用部品	—	27,905
部品	—	72,222
その他	—	77,448
計	—	771,825

(注) 1 主要な販売先については、相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行なわれておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当社、連結子会社及び持分法適用会社（以下、「当企業集団」）を取り巻く当第1四半期連結会計期間における経済環境は、国際金融資本市場の不安定な状態が続く中、米国経済など世界経済には下振れリスクがあり、物価面ではエネルギー・原材料価格や食料品価格の上昇など、世界的にインフレ圧力が一段と高まりました。また、わが国の景気は、設備投資や個人消費の伸びが鈍化するなど、さらに減速しました。物価面では石油製品や食料品の価格上昇などから、足許では消費者物価が上昇し、これらの状況に加えて、不安定な為替相場が影響しました。

当第1四半期連結会計期間の主要市場での小売台数は、国内では、54千台となりました。一方海外では、北米は109千台、欧州では93千台、中国では33千台、その他の市場では、69千台となりました。これらを合計したグローバル販売台数は、358千台となりました。

当第1四半期連結会計期間の業績につきましては、連結売上高が7,718億円、営業利益は、283億円となり、売上高営業利益率は3.7%となりました。経常利益は、229億円となり、四半期純利益は、150億円となりました。

また、所在地別セグメントの業績としては、日本は、売上高が6,345億円、営業利益が138億円となりました。一方海外では、北米については、売上高が2,173億円、営業利益が66億円、欧州では、売上高が2,082億円、営業利益が40億円となり、その他の地域では、売上高が786億円、営業利益が52億円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前期末より634億円増加の2兆489億円となり、負債合計は、前期末より676億円増加の1兆4,990億円となりました。これらの増加は、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用等によるものです。純資産は、前期末より42億円減少し、5,499億円となりました。なお自己資本比率は前期末に比べ1.1ポイント減少し26.7%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益226億円及び減価償却費185億円に対して法人税等の支払があったこと等により79億円の増加となり、投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資176億円等により、218億円の減少となりました。これらの結果、連結フリーキャッシュ・フロー（営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローの合計）は、139億円の減少となりました。また財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の発行等があったもののリース債務の返済及び配当の支払等により、14億円の減少となりました。

有利子負債から現金及び現金同等物の四半期末残高2,167億円を除いた純有利子負債は、前期末より833億円増加し3,644億円となり、純有利子負債自己資本比率は、前期から16ポイント増加し、67%となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は289億円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画中であった、連結子会社の設備の増設につきましては、米国連結子会社において平成20年6月に総額269億円のリース資産（自動車用製造設備）を計上しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000,000
計	3,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,418,509,399	1,418,509,399	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式
計	1,418,509,399	1,418,509,399	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年6月24日定時株主総会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	264(注)1, 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	264, 000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	317(注)3
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成20年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 317(注)3 資本組入額 159
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権を付与された者(以下「新株予約権者」という。)は、その地位を喪失した場合(取締役・執行役員の退任、従業員の定年退職・会社都合退職など。)においても、権利を行使することができる。但し、従業員が自己都合により退職した場合は、この限りでない。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の相続を認める。但し、⑤に規定する契約に定める条件による。 ③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。 ④ 新株予約権行使申込日の前取引日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が400円以上であることを要する。 ⑤ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 本新株予約権は、平成20年7月1日に行使期間が満了し消滅しております。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)するときは、次の算式により払込価額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

平成16年6月22日定時株主総会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,028(注)1,2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,028,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	338(注)3
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 338(注)3 資本組入額 169
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権を付与された者(以下「新株予約権者」という。)は、その地位を喪失した場合(取締役・執行役員の退任、従業員の定年退職・会社都合退職など。)においても、権利を行使することができる。但し、従業員が自己都合により退職した場合は、この限りでない。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の相続を認める。但し、⑤に規定する契約に定める条件による。 ③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。 ④ 新株予約権行使申込日の前取引日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が400円以上であることを要する。 ⑤ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 「新株予約権の数(個)」欄及び「新株予約権の目的となる株式の数(株)」欄には、平成20年6月30日までに失効した新株予約権の数194個、新株予約権の目的となる株式の数194,000株を含んでおります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)するときは、次の算式により払込価額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

平成17年6月24日定時株主総会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,735(注)1,2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,735,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	463(注)3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 463(注)3 資本組入額 232
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権を付与された者(以下「新株予約権者」という。)は、その地位を喪失した場合(取締役・執行役員の退任、従業員の定年退職・会社都合退職など。)においても、権利を行使することができる。但し、従業員が自己都合により退職した場合は、この限りでない。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の相続を認める。但し、④に規定する契約に定める条件による。 ③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。 ④ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。
2 「新株予約権の数(個)」欄及び「新株予約権の目的となる株式の数(株)」欄には、平成20年6月30日までに失効した新株予約権の数136個、新株予約権の目的となる株式の数136,000株を含んでおります。
3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)するときは、次の算式により払込価額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認められる払込価額の調整を行うことができるものとする。

会社法第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月27日定時株主総会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,092(注)1,2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,092,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	776(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 776(注)3 資本組入額 388
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の付与を受けたもの(以下「新株予約権者」という。)は、その地位を喪失した場合(取締役・執行役員の退任、従業員の定年退職・会社都合退職など。)においても、権利を行使することができる。但し、従業員が自己都合により退職した場合は、この限りでない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の相続を認める。但し、④に規定する契約に定める条件による。 ③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。 ④ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社若しくは資本下位会社とする組織再編(合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転)を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書又は計画書等の規定される比率に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社若しくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができるものとする。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 「新株予約権の数(個)」欄及び「新株予約権の目的となる株式の数(株)」欄には、平成20年6月30日までに失効した新株予約権の数131個、新株予約権の目的となる株式の数131,000株を含んでおります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)するときは、次の算式により払込価額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認められる払込価額の調整を行うことができるものとする。

平成19年6月26日定時株主総会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,053(注)1,2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,053,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	714(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 714(注)3 資本組入額 357
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の付与を受けたもの(以下「新株予約権者」という。)は、その地位を喪失した場合(取締役・執行役員の退任、従業員の定年退職・会社都合退職など。)においても、権利を行使することができる。但し、従業員が自己都合により退職した場合は、この限りでない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の相続を認める。但し、④に規定する契約に定める条件による。 ③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。 ④ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社若しくは資本下位会社とする組織再編(合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転)を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書又は計画書等の規定される比率に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社若しくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができるものとする。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。
2 「新株予約権の数(個)」欄及び「新株予約権の目的となる株式の数(株)」欄には、平成20年6月30日までに失効した新株予約権の数64個、新株予約権の目的となる株式の数64,000株を含んでおります。
3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)するときは、次の算式により払込価額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認められる払込価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年6月30日	—	1,418,509	—	150,068	—	59,958

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,171,000 (相互保有株式) 普通株式 214,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,406,260,000	1,406,260	同上
単元未満株式	普通株式 2,864,399	—	同上
発行済株式総数	1,418,509,399	—	—
総株主の議決権	—	1,406,260	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,000株(議決権14個)、実質的に所有していない当社名義の株式11,000株(議決権11個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

氏名又は名称	所有株式数(株)
マツダ株式会社	789
ヨシワ工業株式会社	765
計	1,554

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) マツダ株式会社	広島県安芸郡府中町新地 3番1号	9,171,000	—	9,171,000	0.65
(相互保有株式) 株式会社広島東洋カーブ	広島県広島市中区基町 5番25号	113,000	—	113,000	0.01
(相互保有株式) ヨシワ工業株式会社	広島県安芸郡海田町明神町 1番48号	101,000	—	101,000	0.01
計	—	9,385,000	—	9,385,000	0.67

(注) 株主名簿上、当社名義となっているが実質的に所有していない株式が11,000株あります。なお、これら株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	472	550	620
最低(円)	337	421	516

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	111,783	120,961
受取手形及び売掛金	214,003	201,259
有価証券	105,007	103,003
商品	28,552	38,672
製品	220,494	202,880
原材料	15,271	12,855
仕掛品	36,804	33,309
その他	208,383	184,392
貸倒引当金	△1,996	△2,019
流動資産合計	938,301	895,312
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	155,550	155,056
機械装置及び運搬具（純額）	216,416	215,657
土地	443,779	442,237
リース資産（純額）	62,597	35,285
その他（純額）	49,645	50,133
有形固定資産合計	※1 927,987	※1 898,368
無形固定資産	※2 32,713	※2 33,951
投資その他の資産		
投資有価証券	83,982	92,658
その他	70,887	70,214
貸倒引当金	△4,334	△4,329
投資損失引当金	△608	△608
投資その他の資産合計	149,927	157,935
固定資産合計	1,110,627	1,090,254
資産合計	2,048,928	1,985,566

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	325,195	336,731
短期借入金	108,436	69,851
1年内返済予定の長期借入金	31,460	32,935
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
リース債務	18,750	13,089
未払法人税等	13,519	22,321
未払費用	205,709	203,540
製品保証引当金	55,076	51,535
その他	101,741	94,933
流動負債合計	879,886	844,935
固定負債		
社債	95,000	85,000
長期借入金	263,882	261,599
リース債務	43,574	22,505
再評価に係る繰延税金負債	93,738	93,740
退職給付引当金	99,246	99,844
その他の引当金	602	631
その他	23,053	23,158
固定負債合計	619,095	586,477
負債合計	1,498,981	1,431,412

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,068	150,068
資本剰余金	133,772	133,838
利益剰余金	176,535	167,332
自己株式	△4,359	△4,549
株主資本合計	456,016	446,689
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	689	545
繰延ヘッジ損益	△4,920	4,158
土地再評価差額金	136,045	136,048
為替換算調整勘定	△39,760	△34,090
海外子会社年金調整額	△140	△1,160
評価・換算差額等合計	91,914	105,501
新株予約権	245	209
少数株主持分	1,772	1,755
純資産合計	549,947	554,154
負債純資産合計	2,048,928	1,985,566

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	771,825
売上原価	581,956
売上総利益	189,869
販売費及び一般管理費	※1 161,614
営業利益	28,255
営業外収益	
受取利息	1,064
持分法による投資利益	3,439
その他	1,294
営業外収益合計	5,797
営業外費用	
支払利息	3,723
為替差損	4,904
その他	2,540
営業外費用合計	11,167
経常利益	22,885
特別利益	
固定資産売却益	109
収用補償金	178
特別利益合計	287
特別損失	
固定資産除売却損	321
減損損失	236
特別損失合計	557
税金等調整前四半期純利益	22,615
法人税、住民税及び事業税	8,638
法人税等調整額	△1,052
法人税等合計	7,586
少数株主利益	45
四半期純利益	14,984

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	22,615
減価償却費	18,542
減損損失	236
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△101
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	3,541
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△2,190
受取利息及び受取配当金	△1,192
支払利息	3,723
持分法による投資損益 (△は益)	△3,439
有形固定資産除売却損益 (△は益)	212
売上債権の増減額 (△は増加)	11,263
たな卸資産の増減額 (△は増加)	8,392
仕入債務の増減額 (△は減少)	△21,787
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△7,642
その他	△7,545
小計	24,628
利息及び配当金の受取額	5,366
利息の支払額	△3,534
法人税等の支払額	△18,540
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,920
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△5,977
投資有価証券の売却による収入	5
有形固定資産の取得による支出	△17,599
有形固定資産の売却による収入	3,632
短期貸付金の増減額 (△は増加)	1
長期貸付けによる支出	△133
長期貸付金の回収による収入	17
その他	△1,788
投資活動によるキャッシュ・フロー	△21,842
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△5,816
長期借入れによる収入	5,000
長期借入金の返済による支出	△4,192
社債の発行による収入	10,000
セール・アンド・リースバックによる収入	2,470
リース債務の返済による支出	△4,727
配当金の支払額	△4,007
少数株主への配当金の支払額	△27
その他	△137
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,436
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,743
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△12,615
現金及び現金同等物の期首残高	223,894
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	5,438
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 216,717

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1	<p>連結の範囲の変更 連結子会社数 62社</p> <p>当第1四半期連結会計期間から、マツダモーターハンガリーKFT、マツダモータークロアチアd.o.o.、マツダモータースロベニアd.o.o.、ビーキュラスマツダデベネズエラC.A.を連結の範囲に含めております。この連結の範囲の変更は、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用することに伴い、在外連結子会社の会計基準を現地基準から国際財務報告基準に変更し、連結の範囲を見直した結果によるものです。</p>
2	<p>持分法適用の範囲の変更 持分法適用会社数 14社</p> <p>当第1四半期連結会計期間から、新たに株式を取得したことにより、プライマス・ファイナンシャル・サービス株式会社を持分法の適用の範囲に含めております。</p>
3	<p>会計方針の変更</p> <p>(1) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を当第1四半期連結会計期間より適用し、連結決算上必要な修正を行なっております。</p> <p>この変更により、期首の利益剰余金が1,554百万円減少しております。また、営業利益に与える影響は軽微となりますが、経常利益は952百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は975百万円減少しております。</p> <p>また、同基準の適用により、従来、「販売費及び一般管理費」に含めておりました在外子会社の販売奨励金 34,625百万円を「売上高」から控除する方法に変更しております。これにより、売上高、売上総利益、販売費及び一般管理費がそれぞれ同額減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

当第1四半期連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

(2) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

当社及び国内連結子会社は、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間より適用し、評価基準については、従来の「原価基準」から「原価基準(収益性の低下による簿価切下げの方法)」に変更しております。

なお、この変更による売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(3) 有償支給の売上処理の変更

当社は、従来、取引先に対する有償支給品代を「売上高」及び「売上原価」に計上しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、「売上高」及び「売上原価」から除くことに変更しております。この変更は、従来、所有権が移転するという契約形態に着目していたものを、加工を施した後に再び買い戻すという取引内容の実態に着目し、行なったものであります。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、「売上高」及び「売上原価」が43,833百万円減少しましたが、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に影響はありません。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

棚卸資産の評価方法

当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

有形固定資産の耐用年数の変更

当社及び国内連結子会社は、法人税法改正（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成20年4月30日 財務省令第32号））に伴い、当第1四半期連結会計期間より、有形固定資産の減価償却を算出する際の耐用年数を、改正後の法人税法の耐用年数に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が571百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ574百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※1 販売費及び一般管理費の主なもの	
販売促進費	12,044百万円
広告宣伝費	30,246百万円
運賃及び荷造費	11,830百万円
サービス費	3,578百万円
製品保証引当金繰入額	15,826百万円
給料及び手当	28,472百万円
退職給付費用	1,987百万円
研究開発費	28,901百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	111,783百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	△69百万円
3か月以内の短期投資である 有価証券	105,003百万円
現金及び現金同等物	<u>216,717百万円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	1,418,509

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	8,821

3 新株予約権等に関する事項

会社名	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	245

(注)ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,228	3	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

対象物の種類が通貨関連のデリバティブ取引が、企業集団の事業運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益
通貨関連

種類	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引 為替予約取引						
売建						
USD	63,469	65,286	△1,817	57,972	53,148	4,824
CAD	1,632	1,644	△12	—	—	—
AUD	1,176	1,250	△74	2,289	2,133	156
EUR	36,476	39,166	△2,690	21,431	21,169	262
GBP	12,770	13,369	△599	5,529	5,028	501
買建						
THB	4,146	3,828	△318	8,486	7,610	△876
AUD	3,260	3,587	327	6,489	6,524	35
GBP	6,138	6,145	7	6,366	6,372	6
CHF	731	726	△5	788	787	△1
USD	376	377	1	—	—	—
EUR	49	52	3	—	—	—
合計	130,223	135,430	△5,177	109,350	102,771	4,907

(注) 1 為替予約取引の時価は、四半期末(期末)の先物為替相場により算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引については、注記の対象から除いております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める自動車関連事業の割合が、いずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	271,288	216,485	205,869	78,183	771,825	—	771,825
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	363,222	788	2,330	414	366,754	(366,754)	—
計	634,510	217,273	208,199	78,597	1,138,579	(366,754)	771,825
営業利益	13,817	6,566	4,034	5,227	29,644	(1,389)	28,255

(注) 1 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法…地理的近接度により区分しております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域

北 米：米国, カナダ

欧 州：ベルギー, ロシア, ドイツ

その他の地域：オーストラリア, コロンビア

2 会計処理基準等の変更

連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載の通り、当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用しております。

同基準の適用に伴い、従来、「販売費及び一般管理費」に計上しておりました在外子会社の販売奨励金を「売上高」から控除する方法に変更しており、従来の方法によった場合に比べ、北米における売上高が23,152百万円減少、欧州における売上高が10,957百万円減少、その他の地域における売上高が516百万円減少しておりますが、それぞれ営業費用(販売費及び一般管理費)が同額減少しており、営業利益への影響はありません。

有償支給の売上処理の変更

当社は、「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載の通り、当第1四半期連結会計期間より、有償支給の売上処理を変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、日本における売上高が43,833百万円減少しておりますが、営業費用(売上原価)が同額減少しており、営業利益への影響はありません。

有形固定資産の耐用年数の変更

当社及び国内連結子会社は、「追加情報」に記載の通り、当第1四半期連結会計期間より、有形固定資産の減価償却を算出する際の耐用年数を、改正後の法人税法の耐用年数に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、日本における営業利益が571百万円減少しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	北米	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	224,344	210,339	179,796	614,479
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	771,825
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	29.1	27.3	23.3	79.7

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法…地理的近接度により区分しております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域

北 米：米国, カナダ

欧 州：ロシア, ドイツ, イギリス

その他の地域：オーストラリア, 中国, コロンビア

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
388.69円	391.82円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	549,947	554,154
普通株式に係る純資産額(百万円)	547,930	552,190
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	245	209
少数株主持分	1,772	1,755
普通株式の発行済株式数(千株)	1,418,509	1,418,509
普通株式の自己株式数(千株)	8,821	9,205
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数(千株)	1,409,688	1,409,304

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	10.63円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	10.63円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 (百万円)	14,984
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	14,984
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,409,432
四半期純利益調整額(百万円)	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 の算定に用いられた普通株式増加数(千 株)	404
普通株式増加数(千株)	404
希薄化効果を有しないため、潜在株式調 整後1株当たり四半期純利益の算定に含 まれなかった潜在株式について前連結会 計年度末から重要な変動がある場合の概 要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月 6 日

マツダ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 義 則 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 濱 田 芳 弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 邦 光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマツダ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、マツダ株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更「3 会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号）を適用し、四半期連結財務諸表を作成している。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更「3 会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は、従来、取引先に対する有償支給品代を「売上高」及び「売上原価」に計上していたが、当第1四半期連結会計期間より、「売上高」及び「売上原価」から除く方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月8日
【会社名】	マツダ株式会社
【英訳名】	Mazda Motor Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井巻 久一
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役専務執行役員 デービッド・イー・フリードマン
【本店の所在の場所】	広島県安芸郡府中町新地3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長井卷久一及び当社最高財務責任者デービッド・イー・フリードマンは、当社の第143期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。